

大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会設置要綱 (改正案)

(名称)

第1条 本会は、「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、中部ブロック(富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び、三重県及び滋賀県の範囲をいう。)において、災害時の廃棄物対策について情報共有を行うとともに、県域を越えた連携(以下「広域連携」という。)が必要となる災害(以下「大規模災害」という。)時の廃棄物対策に関する広域連携について検討することを目的とする。

(検討事項等)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について検討等を行うものとする。

- (1) 各構成員が実施又は検討している災害時の廃棄物対策に関する情報の共有
- (2) 中部ブロックにおける大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携についての検討
- (3) 中部ブロック以外で実施又は検討されている災害時の廃棄物対策に関する情報であって、各構成員が必要とする情報の共有
- (4) その他、本協議会での検討等が必要な事項

(構成員等)

第4条 協議会の構成員は、別表のとおりとする。

なお、各構成員が推薦する者がオブザーバーとして出席することを妨げない。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、環境省中部地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課におく。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は協議会に諮り定める。

附則 この要綱は、平成26年10月31日から施行する。
この要綱は、平成27年 7月24日から施行する。

別 表

地方自治体	富山県	生活環境文化部環境政策課長
	石川県	環境部廃棄物対策課長
	福井県	安全環境部循環社会推進課長
	長野県	環境部資源循環推進課長
	岐阜県	環境生活部廃棄物対策課長
	静岡県	くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課長
	愛知県	環境部資源循環推進課長
	三重県	環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課長
	<u>滋賀県</u>	<u>琵琶湖環境部循環社会推進課長</u>
	富山市	環境部環境政策課長
	金沢市	環境局環境政策課長
	長野市	環境部生活環境課長
	岐阜市	環境事業部環境事業政策課長
	静岡市	環境局廃棄物対策部ごみ減量推進課長
	浜松市	環境部ごみ減量推進課長
		環境部廃棄物処理課長
		環境部産業廃棄物対策課長
	名古屋市	環境局事業部作業課長
		環境局施設部施設課長
		環境局施設部工場課長
豊橋市	環境部環境政策課長	
	環境部廃棄物対策課長	
岡崎市	環境部廃棄物対策課長	
	環境部ごみ対策課長	
豊田市	環境部廃棄物対策課長	
	環境部ごみ減量推進課長	
四日市市	環境部生活環境課長	
民間団体	一般社団法人富山県産業廃棄物協会専務理事	
	一般社団法人石川県産業廃棄物協会事務局長	
	一般社団法人福井県産業廃棄物協会事務局長	
	一般社団法人長野県資源循環保全協会専務理事	
	一般社団法人岐阜県産業環境保全協会専務理事	
	公益社団法人静岡県産業廃棄物協会事務局主任	
	一般社団法人愛知県産業廃棄物協会専務理事	
	一般社団法人三重県産業廃棄物協会専務理事	
	一般社団法人中部経済連合会産業振興部次長	
有 識 者	名古屋大学災害対策室長 教授	
	<u>独立行政法人国立研究開発法人</u> 国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター <u>研究開発連携推進室研究調整主幹客員研究員</u>	
国の機関	国土交通省 中部地方整備局	企画部防災課長
		道路部道路管理課長
		港湾空港部港湾空港防災・危機管理課長
	環境省中部地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課長	